

平成27年(フ)第7399号,平成28年(フ)第6349号

決 定

東京都墨田区太平3丁目1番2号
債務者(破産者) ネットカード株式会社
代表者代表取締役 渡邊 久生

主 文

債務者ネットカード株式会社について破産手続を開始する。

理 由

一件記録によれば,債務者が支払不能の状態にあることが認められる。
よって,主文のとおり決定する。
なお,この決定に併せて,下記のとおり定める。

記

- 1 破産管財人 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル47階 深山・小金丸法律会計事務所
弁護士 深山 雅也
- 2 財産状況報告集会・計算報告集会・破産手続廃止に関する意見聴取のための集会の各期日

平成30年5月30日午後1時30分

平成29年11月10日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

裁判長裁判官 上 拂 大 作

裁判官 池 田 弥 生

裁判官 竹 中 輝 順

これは正本である。

平成29年11月10日

東京地方裁判所民事第20部

裁判所書記官 鈴木 亜紀子

